

法務省矯成第2068号
令和5年11月30日

矯正管区長 殿
刑事施設の(支所)長 殿
少年院(分院)長 殿(参考送付)
少年鑑別所(分所)長 殿(参考送付)
矯正研修所長 殿(参考送付)

法務省矯正局成人矯正課長 森田 裕一郎
(公印省略)

「刑事施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令の運用について(依命通達)」の実施について(通知)

本日付け法務省矯成第2067号矯正局長依命通達「刑事施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令の運用について」(以下「依命通達」という。)の実施に当たっては、本年12月1日以降、下記事項に留意願います。

なお、本通知において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、依命通達において使用する用語の例によります。

記

第1 運用に当たっての基本的留意事項について

1 趣旨を踏まえた運用について

被害者等の心情等を聴取及び伝達する制度(以下「本制度」という。)の運用に当たっては、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 被害者等に対する不適切な対応は、二次的被害を生じさせ、ひいては矯正行政に対する信頼を失わせることになりかねないものであることを十分に認識すること。
- (2) 被害者等が刑事施設等に来庁したときは、各庁の長があらかじめ指定した場所において対応するなどし、そのプライバシーを保護するとともに、他の来庁者等との不要な接触を防ぐなど、その心情等に十分配慮すること。

2 問合せの対応について

被害者等から本制度に関する問合せを受けた場合は、誠実に対応し、本制度について丁寧に説明すること。

本制度の申出を受理することのできる期間は、当該申出に係る加害者が現に刑事施設に収容されている間に限られることから、その機会を逸することのないようにするため、当該被害者等が被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の制度（平成19年11月22日付け法務省刑総第1576号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」に定めるものをいう。）を利用していない場合は、同制度の周知を行い、利用を促すこと。

第2 被害者等の心情等の聴取について

1 聴取の申出の受付について

(1) 聴取の申出の受付における留意事項

- ア 申出の受付は、受付機関が刑事施設である場合は被害者担当官が行い、矯正管区である場合は指定された担当者が行うこと。ただし、当該職員が、不在等のため対応できないときは、他の職員が対応することとしても差し支えない。
- イ 申出の受付は、申出人ごとに別室で行うこと。ただし、複数の申出人が、親族関係にあることその他の事情により相互に面識がある場合であって、同室で手続を行うことを希望するときは、これに応じて差し支えない。
- ウ 受付機関においては、その後の受理手続を円滑に行うことができるよう、申出人が法第84条の2第3項に規定する申出をすることができる者であることを確認するための資料の有無を確認し、所持している場合には提示又は提出を求めること。

(2) 申出の確認における留意事項

依命通達記第2の1(2)ア(ア)の規定による確認は、次に掲げるところによること。

ア 申出人が来庁して聴取の申出をした場合

(ア) 申出人に対し、マイナンバーカード（通知カードを除く。）、運転免許証等本人確認資料であって次に掲げる要件を満たすものの提示を求め、申出人が本人であることを確認すること。

- a 国又は地方公共団体が発行したものであること。
- b 顔写真付きのものであること。
- c 氏名、住所及び生年月日が記載されたものであること。

(イ) 申出人が(ア)に掲げる要件を満たす本人確認資料を携帯していないときは、2種類の本人確認資料（少なくとも、当該2種類の本人確認資料の組合せにより、氏名、住所及び生年月日を確認することができるものに限る。）の提示を求め、申出人が本人であることを確認すること。

(ウ) (ア) 又は (イ) により本人確認資料の提示を求めるときは、原本（有効期限を経過していないものに限る。）の提示を求めること。

(エ) (ア) 又は (イ) により本人確認資料の提示を受けたときは、その写しを保管する必要があることを説明し、写しを作成すること。

イ 申出人が申出書の郵送（申出人の使者から提出を受けた場合を含む。）により聴取の申出をした場合

申出書に添付された本人確認資料（写しで差し支えない。）により、上記アに準じて確認を行い、申出書に記載された申出人の氏名、住所及び生年月日と当該本人確認資料に記載されたものが一致することを確認するとともに、必要に応じて、申出書に記載された申出人の電話番号に電話を掛けることその他の適当な方法により、申出人が本人であることを確認すること。

ウ 代理人として申出をしようとする者が聴取の申出をした場合

(ア) 代理人に対し、申出書の「申出人の氏名又は名称」欄の上に、代理人である旨を表示した上、その氏名及び住所を記載することを求めること。

(イ) 代理人に対し、上記イに準じて申出人が本人であることを確認するとともに、次に掲げる要件を満たす委任状の提出を求め、代理権授与の事実を確認すること。

a 委任者である申出人の氏名及び住所が記載されていること。

b 受任者である代理人の氏名及び住所が記載されていること。

c aの申出人がbの代理人に本制度の申出を委任する旨が記載されていること。

d 委任状の作成年月日が記載されていること。

(ウ) 代理人が本人であることを、上記アに準じて確認すること。

エ 申出人が法人である場合

(ア) 法人の代表者として申出をしようとする者の受付手続においては、その者が本人であることを、上記アに準じて確認すること。

(イ) 法人の代理人として申出をしようとする者の受付手続においては、上記ウに準じて対応すること。

(ウ) 上記 (ア) 及び (イ) のほか、申出書に記載された申出人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所と、法人登記簿謄本、商業登記簿謄本等に記載されたものが一致することを確認すること。

(3) 申出書以外の用紙を使用した申出

申出書の様式は、必要な事項の記入漏れがないよう申出人の便宜を図るためのものであり、必ずしも申出書の様式でなければ受け付けることができないとする趣旨ではないから、申出人が申出書以外の用紙を使用して本制度の利用を申し出た場合、必要な事項が記載されているものは申出書と同様に取り扱うほか、これ

を一部欠くものについても、必要に応じて補正したり、同用紙を別紙として引用したりする等の方法により、適宜、これを活用すること。

(4) 資料の提出の省略

ア 申出人から過去1年以内に申出書の提出を受けて受付手続を行っている場合は、保存されている当該申出人の本人確認資料の写しにより確認することとして差し支えない。

イ 申出人が複数の加害者について同時に本制度の申出をしようとするときは、重複する資料の提出を省略しても差し支えない。また、複数の刑事施設及び少年院に加害者が収容されている場合についても、他の施設から資料等の写しを入手することによって受付及び受理に必要な確認を行うことが可能である場合には、別途の資料提出を省略しても差し支えない。

なお、資料の提出を省略した場合には、その経緯等を適宜記録に残しておくこと。

(5) 受付の場所等

ア 依命通達第2の1(1)ウに規定する申出書の代書は、対面での申出を想定していること。

イ 申出書の代書を認めることの相当性については、これに該当する典型的な例として、上肢の障害、視覚障害等が想定されることを踏まえて判断すること。

ウ 来庁を求めずに申出書の代書を行う場合は、申出人の求めに応じて刑事施設等の職員が出向くことは差し支えないが、これに該当する典型的な例として、申出人が病院に入院中である場合、申出人が老齢のため長距離の移動に困難を伴う場合等が想定されることを踏まえて判断すること。

(6) 補正

ア 申出書等に不備があると認める場合は、申出人に対し、口頭又は補正依頼書(別紙様式1)によりその補正を求めること。

なお、申出書の記載に不備がある場合であって、補正依頼書による補正を求めるときは、申出書の写しを作成した上、申出書の原本を申出人に送付すること。

イ 補正を求める際には、補正を求めた日から起算して3月を経過する日まで又は当該申出に係る加害者が刑事施設を出所する日までに補正がなされない場合には、当該申出書を受け付けられない旨を説明すること。

ウ 申出人からの聞き取りにより補正を行う場合は、聞き取りを行った職員がその旨及びその年月日を申出書の余白に付記し、署名すること。

エ 補正の完了等により申出書の形式上の要件が満たされたときは、その年月日を申出書の受付日とすること。

オ 上記イに定める期間内に必要な補正が行われなかったときは、受付の手続を終了するものとし、申出書の写しを作成した上、申出人に対し、返戻通知書（依命通達別紙様式 2）を送付するとともに申出書等を返戻すること。

カ 上記オにおける申出書の写しには、受付に至らなかった理由を記載しておくこと。

(7) 受付時の事務処理

聴取の申出を受け付けるときは、申出書（上記（3）により申出書と同様に取り扱う用紙を含む。以下同じ。）の 1 枚目の右上部に受付印を押印し、日付を記入すること。

なお、上記（2）による確認ができない場合には、上記（6）による補正がなされるまでの間、受付印を押印しないこと。

2 申出書の送付について

依命通達記第 2 の 1（3）アにより申出書を送付するときは、速やかに、申出書を画像読取装置により読み取り、できた電磁的記録を電磁的方法により送信するなど、収容刑事施設に情報提供した上で、申出書等を送付すること。

3 申出の受理について

(1) 聴取の申出を受理する場合の事務処理

ア 聴取の申出を受理するときは、申出書の 1 枚目の右上部に押印された受付機関の受付印の下部に受理した日付を記入すること。

イ 聴取の申出を受理したときは、速やかに、申出人に対し、その旨を知らせるとともに、上記アの受理日が記入された申出書の写しを心情等聴取通知書（訓令様式第 2 - 1 号若しくは様式第 2 - 2 号）又は心情等の聴取をしない旨の通知書（訓令様式第 3 号）の送付に併せて交付すること。

(2) 聴取の申出を返戻する場合の事務処理

依命通達記第 2 の 1（3）キによる返戻に当たっては、次に掲げるところによること。

ア 受付機関が収容刑事施設である場合、依命通達記第 2 の 1（3）キの規定により、返戻通知書の送付と併せて申出書等を申出人に返戻するときは、当該申出書の写しを作成した上、当該写しに受理に至らなかった理由を記入すること。

イ 受付機関が収容刑事施設以外の庁である場合、依命通達記第 2 の 1（3）イの規定により、収容刑事施設の長は受付機関の長に対し、確認結果報告（依命通達別紙様式 1）及び申出書等を送付することとなるが、この際、当該申出書の写しを作成した上で、当該写しに受理に至らなかった理由を記入し、その写しも併せて送付すること。

なお、送付を受けた受付機関の長は、依命通達記第2の1(3)キの規定により、返戻通知書の送付と併せて申出書等を申出人に返戻するときは、受理に至らなかった理由が記入された当該申出書の写しを保管すること。

ウ 上記ア及びイのほか、返戻通知書の問合せ先については、受付機関を管轄する矯正管区の連絡先を記載することとし、受付機関の長は、当該返戻通知書、確認結果報告及び申出書等の写しを当該矯正管区へ送付すること。

4 申出の取下げについて

(1) 取下げの受理

依命通達記第2の1(4)の規定による申出の取下げ(以下「聴取の申出の取下げ」という。)は、当該申出をした申出人がする場合に限り受理すること。また、依命通達記第2の1(3)の規定は、聴取の申出の取下げにおいても準用する。

(2) 取下げ後の対応

聴取の申出の取下げを受理した場合は、いまだ当該申出をした被害者等の心情等を聴取していないときは、これを聴取せず、既に当該心情等を聴取しているときは、これを廃棄することとし、心情等聴取・伝達事務整理簿(別紙様式2)のその他参考事項欄に取下げの旨を記入すること。

5 心情等の聴取の当否の判断について

(1) 依命通達記第2の2(2)の例外的事情としては、例えば次の場合が想定されること。

ア 本制度の申出に係る加害者である受刑者の収容期間に照らし、心情等を聴取することが不可能であると見込まれるとき。

イ 既にその心情等が加害者である受刑者に伝達されている被害者等から、不合理に短期間のうちに、再度、伝達することを希望して同趣旨の心情等を述べたい旨の申出を受けたとき。

(2) 法第84条の2第3項ただし書の規定により心情等の聴取をしない場合、申出人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による不服申立てをすることはできないと解されるが、申出人が、心情等の聴取が行われないことについて不服を表明しているときは、これを真摯に受け止める必要があり、当該不服の趣旨を十分に酌んだ上、心情等の聴取の要否を改めて検討すること。

6 心情等の聴取の実施について

(1) 口頭聴取による心情等の聴取

ア 聴取前の本人確認

口頭による陳述を聴取するときは、その聴取の前に、申出人に対し、上記1(2)に準じて、本人確認資料の提示を求め、本人であることを確認すること。ただし、申出を受理した当日において聴取するときその他当該陳述をしようとする者が申出人であることが明らかであるときは、この限りでない。

イ 心情等の聴取に係る便宜供与

依命通達記第2の3(2)ア又はイにより、収容刑事施設以外の庁において心情等の聴取を行うこととした場合は、当該庁の長に対し、便宜供与依頼書(別紙様式3)を送付し、必要な協力を依頼すること。

ウ 心情等録取書(訓令様式第4号)の作成

(ア) 心情等録取書は、申出人の陳述を一言一句そのまま記載するものではなく、これを整理及び要約することとするが、当該陳述の内容を忠実に記載すること。

(イ) 申出人が、あらかじめ心情等を記載した書面を用意していた場合については、同書面を参考資料として心情等録取書に添付する等の方法により、適宜、これを活用すること。

(ウ) 申出人が心情等録取書の記載内容について増減変更を申し立てたときは、その趣旨に即して心情等録取書を修正すること。この場合には、修正すべき部分を作成し直す方法又は心情等録取書に記載された文字を削除し、若しくは文字を追加する方法によること。

(エ) 上記(ウ)において、心情等録取書に文字を削除するときは、削除すべき範囲を明示した上で、削除する文字の上に横線を引いて押印し、文字を追加するときは、その箇所を明示した上で、行の上側行間に加えるべき文字を記入して押印すること。

(オ) 上記(ウ)により、修正すべき部分を作成し直したときは、作成し直した部分を改めて申出人に示して読み上げ、誤りのないことを確認し、上記(ウ)により、心情等録取書に記載された文字を削除し、又は文字を追加したときは、その部分を示して読み上げ、誤りのないことを確認すること。

(カ) 上記(ア)から(オ)までにより作成した陳述の内容については、その全部を申出人に示して読み上げ、誤りのないことを確認すること。

(キ) 申出人から心情等を聴取した後、当該心情等の加害者への伝達の希望、加害者への氏名の伝達の希望、心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けることの希望、通知を希望する内容について、心情等録取書への記入及び署名を求めること。

なお、氏名の伝達を希望しない場合であっても被害者との関係性については伝達することを説明すること。

おって、申出人が、上肢の障害等のため記入及び署名することができないときは、被害者担当官は、申出人の氏名を代書した上、その事由を記載するとともに、署名又は記名をすること。

(ク) 上記(キ)の記入及び署名を求めるに当たり、依命通達記第2の3(2)イ(ア)又は(イ)に定める方法により聴取を実施した場合は、作成した心情等録取書の電磁的記録を、申出人が来庁した庁に電磁的方法により送信す

ること。送信を受けた庁においては、当該心情等録取書を紙媒体に印刷し、申出人に提示して記入及び署名を受け、收容刑事施設へ送付すること。

また、依命通達記第2の3(2)ウの規定により、同イ(イ)に定める方法により聴取を実施した場合は、申出人に対し、作成した心情等録取書を郵送して記入及び署名をした上で、收容刑事施設へ返送するよう依頼すること。

(ケ) 申出人が心情等録取書の写しの交付を希望するときは、交付して差し支えない。

エ 申出人が複数の加害者について同時に心情の聴取の実施を希望するときは、一度に聴取を実施することとして差し支えない。なお、複数の刑事施設及び少年院に加害者が收容されている場合であっても、各施設の被害者担当官間において、聴取日時や場所等について調整を行い、可能な限り一度に聴取を実施することが可能となるよう、できる限り申出人に対する便宜を図ること。

(2) 書面聴取による心情等の聴取

ア 規則第43条の4第1項ただし書の規定により書面の提出を受けることとするときは、心情等聴取通知書(訓令様式第2-2号)と共に、心情等記述書(訓令様式第5号)の用紙を送付すること。

イ 申出人から、心情等聴取通知書と共に送付した心情等記述書の用紙によらない書面を受領した場合であっても、作成日、作成者の氏名及び住所、被害者の氏名及び被害者との関係(作成者が被害者本人でない場合)、加害者である受刑者の氏名並びに被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活や行動に関する意見が記載されているときは、心情等記述書を受領した場合と同様に取り扱うこと。その場合において、上記(1)ウ(キ)に定める事項その他確認すべき事項があるときには、必要に応じて申出書に記載された電話番号に電話をかけることその他の適当な方法により確認すること。

(3) 関係職員との協議

ア 被害者担当官は、心情等の聴取に当たり、当該受刑者の関係で留意すべき事項などについて、必要に応じて当該受刑者の矯正処遇等を担当している刑務官等(以下「関係職員」という。)と協議すること。

イ 被害者担当官は、心情等録取書を作成し、又は心情等記述書の提出を受けたときは、速やかに、聴取時の被害者等の状況や心情等を踏まえた矯正処遇及び社会復帰支援の内容について、関係職員と協議すること。

第3 被害者等の心情等の伝達について

1 申出の取下げについて

(1) 取下げの受理

依命通達記第3の1(2)の規定による申出の取下げは、第2の4(1)に準ずるとともに、心情等の伝達を行うまでの間に限り受理すること。

(2) 取下げ後の対応

申出の取下げを受理した場合は、いまだ当該申出をした被害者等の心情等を伝達していないときは、これを伝達しないこととし、心情等聴取・伝達事務整理簿のその他参考事項欄に取下げの旨を記入すること。

2 関係職員との協議について

収容刑事施設の被害者担当官は、心情等の聴取後又は心情等記述書の送付を受けた後、聴取時の申出人の状況や心情等を踏まえ、心情等伝達書（訓令様式第7号）の記載内容や本制度の申出に係る加害者である受刑者に伝達するときの対応などについて、関係職員と協議すること。

3 心情等を伝達しない場合について

(1) 依命通達記第3の2(1)ア(エ)に該当する事由としては、例えば、心情等録取書又は心情等記述書に、次に掲げる記述があることが想定されること。

ア 刑法第222条の罪その他の犯罪に該当する記述

イ 本制度の申出に係る加害者である受刑者に対する人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向を理由としてする侮辱、嫌がらせに該当する記述

ウ 本制度の申出に係る加害者である受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪とは関係のない被害に関する心情等の記述

(2) 被害者等の心情等の伝達をしない場合、申出人が、心情等の伝達がされないことについて不服を表明しているときは、第2の5(2)に準じ、当該不服の趣旨を十分に酌んだ上、心情等の伝達の要否を改めて検討すること。

4 心情等の伝達の実施について

依命通達記第3の2(2)の規定による心情等の伝達の実施は、次に掲げるところによること。

(1) 伝達の時期

ア 被害者担当官は関係職員と協議の上、心情等の聴取後、できるだけ速やかに伝達を行うこと。ただし、心情等を伝達した場合に受刑者の精神の状況を著しく不安定にし、被害者等を逆恨みするなどその改善更生を妨げるおそれがあり、当該受刑者が被害者等の心情等を受容することができるようにするための措置を講ずる必要があるときその他の特別の事情が認められるときは、伝達時期を調整することとして差し支えない。

イ 心情等を聴取した後1月を経過しても当該心情等を伝達することができないときは、被害者担当官は、その理由を記載した書面を作成し、1月経過ごとに記録に残すこと。

ウ 心情等を聴取した後3月を経過しても当該心情等を伝達することができないときは、被害者担当官は、適当な時期に、申出人の意見を聴き、これを伝達することの当否について改めて検討すること。

(2) 伝達の方法

ア 申出人から、訓令第9条第2項(1)から(3)までの事項について通知を受けることの希望があったときは、心情等の伝達をするに当たり、あらかじめ、加害者である受刑者に対し、これらの事項を申出人に通知する旨を説明すること。

イ 訓令第8条第3項の規定は、心情等の伝達は、心情等伝達書を朗読することによりするものとしているが、相当と認めるときは、受刑者に更に心情等伝達書を読ませることを差し支えない。

ウ 依命通達第3の2(2)アの規定により心情等の伝達に同席させる職員は、工場担当職員等のほか、必要に応じて処遇カウンセラー等他の関係職員とすること。

第4 事務処理及び移送に伴う事務について

1 本制度に関する事務処理

(1) 本制度に係る事務処理を行ったときは、その都度、心情等聴取・伝達事務整理簿に必要事項を記入すること。

(2) 心情等聴取・伝達事務整理簿は、事務処理の経緯を明らかにするものであるから、その写しを作成の上、依命通達記第4の2(2)に掲げる書類の写しと共に身分帳簿に順次編みこむこと。

2 移送に伴う事務について

(1) 移送先刑事施設に対する引継ぎ等

ア 収容刑事施設の長は、本制度に係る事務が終了していない受刑者を移送するときは、当該申出書等及び進捗状況を移送先の刑事施設へ引き継ぐこと。この場合において、他の刑事施設の長に依頼していた心情等の聴取に関する事務が終了していないときは、依頼先の刑事施設の長に対しては受刑者の移送日及び移送先を、移送先の刑事施設の長に対しては依頼先の刑事施設を連絡すること。

イ 収容刑事施設の長は、本制度に係る事務が終了した受刑者を移送するときは、当該申出書等の写し及び実施に際して作成した資料等の写しを移送先の刑事施設へ引き継ぐこと。

(2) 申出人に対する連絡等

収容刑事施設の長は、移送前に訓令第4条第1項又は第2項の規定による通知をし、いまだ心情等を聴取していないときは、移送後において、申出人に対し、移送先の刑事施設が改めて聴取の日時、場所等について連絡する旨を説明すること。この場合において、当該申出人から聴取の日時、場所等に関する希望を受けたときは、速やかに、これを移送先の刑事施設の長に連絡すること。

なお、移送元施設である収容刑事施設の長においては、例えば、補正手続を終える前に当該申出書に係る加害者が移送になる場合は、移送後であっても補正手

機密性 2 完全性 1 可用性 1

続に係る書類を受け付け、移送先施設に送付するなど、できる限りの便宜を図ること。

発第 号
年 月 日

(申出人の氏名) 殿

受付機関の長

被害者等の心情等の聴取・伝達に関する申出に係る補正について（依頼）
〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって、心情等聴取・伝達申出書を提出いただいたところですが、手続を進めるために必要がありますので、下記事項を御確認の上、必要書類等を提出いただくようお願いします。

なお、補正をお願いした日（上記日付）から、3か月を超えて必要書類等を提出いただけない場合又は当該申出に係る加害者が刑事施設を出所する日までに必要書類等を提出いただけない場合には、本申出に対する手続を進めることができなくなりますので、あらかじめ御了承ください。

記

(記載例) 郵送されてきた申出書において必要な資料に不備がある場合
郵送した方が申出書記載の申出人であることを確認できる資料を送付願います。

【資料の例】

- ・ マイナンバーカード（個人番号が記載されたマイナンバーカードの裏面は送付不要です。）の写し
- ・ 運転免許証の写し
- ・ 次の①から③を満たす書類の写し
 - ① 国又は地方公共団体が発行したもの
 - ② 顔写真付きのもの
 - ③ 氏名、住所及び生年月日が記載されたもの
- ・ 2種類の本人確認資料（当該2種類の本人確認資料の組み合わせにより、氏名、住所及び生年月日を確認できるもの。）(※)の写しを2点
 - (※) 公共料金の領収書（電気・ガス・水道等）
 - 官公庁発行の印刷物（納税通知書・納税証明書・印鑑証明書等）
 - 住民票（個人番号を印字していないもの）

連絡先

(住 所)
(電話番号)

別紙様式 2

心情等聴取・伝達事務整理簿

庁名

1 申出人氏名 _____

2 申出人と被害者との関係

- 被害者本人 被害者の法定代理人
 被害者の配偶者等（続柄 _____）
 その他（ _____ ）

3 加害者に関する事項

- (1) 氏名 _____
(2) 申出に係る犯罪名 _____
(3) 収容予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 申出書の提出日 年 月 日（申出内容：聴取のみ 聴取及び伝達）5 補正に関する事項 有 無

補正を依頼した年月日	補正に対する回答年月日	補正内容	備考

6 受付機関における処理 受付 返戻

- (1) 受付年月日 年 月 日
(2) 収容刑事施設への送付年月日 年 月 日
(3) 申出人への返戻通知書の送付年月日 年 月 日

7 収容刑事施設における処理 受理 返戻

- (1) 受付機関からの受領年月日 年 月 日
(2) 受理又は返戻を決定した年月日 年 月 日
(3) 受付機関へ返戻した年月日 年 月 日
(4) 聴取等通知書の発出年月日 年 月 日
(5) 心情等の聴取をしない旨の通知書の発出年月日 年 月 日

8 聴取に関する事項

聴取年月日	聴取した場所・方法	実施職員	備考

(注) 規則 4 3 条の 4 第 2 項ただし書の規定により実施した場合には、備考欄にその旨を記載すること。

9 伝達に関する事項

伝達年月日	実施職員	伝達結果に係る通知年月日	備考

10 その他参考事項

(注) 必要に応じて記載欄を増減すること。

別紙様式3

発第 号
年 月 日

矯正管区長／刑事施設の長／少年院長／少年鑑別所長 殿
* 送付先によって変更する

収容刑事施設の長

便宜供与依頼書
標記について、下記のとおり依頼します。
記

1 日程

2 依頼内容

- 聴取場所の借用
(備考:)
- 聴取時における同席
(備考:)
- オンラインシステム(場所を含む。)の借用
(備考:)
- その他

3 参考事項

(注1) 2については、事例に応じ、該当する項目に✓印を付し、備考欄には、例えば、同席を依頼する職員の性別等、依頼内容の詳細を記載すること。

(注2) 参考事項欄には、関係資料を添付する場合はその内訳等を記載すること。